

令和元年6月6日

総合政策局運輸審議会審理室

**「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定の期限の延長（富山交通圏、南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び久留米市）及び特定地域の指定（北摂交通圏）」に関する答申について**

平成31年4月5日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、特定地域の指定の期限を延長あるいは特定地域に指定することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

特定地域とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第3条に基づき、特定の地域においてタクシーが供給過剰であると認められる場合であって、供給輸送力の削減をしなければ、地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難になるとして、国土交通大臣が指定する地域です。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 青木

（直通）03-5253-8810、（FAX）03-5253-1676

[特定地域の指定及び指定の期限の延長に関する問合せ先]

自動車局旅客課 齋藤、石川、大嶋

（代表）03-5253-8111（内線41244）

（直通）03-5253-8569、（FAX）03-5253-1636

## 【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長

事案番号	延長する地域	期間	運輸審議会 答申
平31 第5008号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当
平31 第5009号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当
平31 第5010号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当
平31 第5011号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」	令和元年7月1日から 令和4年6月30日まで	延長することが 適当
平31 第5012号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」	令和元年7月1日から 令和4年6月30日まで	延長することが 適当
平31 第5013号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当

平31 第5014号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当
平31 第5015号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで	延長することが 適当

【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

事案番号	指定する地域	期間	運輸審議会 答申
平31 第5016号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「北摂交通圏」	令和元年7月1日から 令和4年6月30日まで	指定することが 適当